（様式）

入札参加申請書

　　 年　　月　　日

(宛先)地方独立行政法人さんむ医療センター

住　　　　所

商号又は名称

代表者又は

受任者職氏名　　　　　　　　　　　㊞

入札案件の名称

　標記の入札への参加を希望するため、関係書類一式を添えて申請します。

　なお、この入札に参加するに際しては、下記の事項を誓約いたします。

記

　１　入札参加資格の全ての要件を満たしていることを確認しました。

　２　この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

　３　連合等による入札の公正を害するような行為をいたしません。

　４　この入札に資本関係及び人的関係がある関連業者※が参加することはありません。

　※関連業者の定義

（１）代表役員本人又はその企業が、他の入札参加者へ総資本額の50パーセント

以上を出資し、又は出資を受けている者

（２）代表役員又は役員が、他の入札参加者の代表役員又は役員を兼ねている者

（ただし、監査役及び社外役員を除く。）

（３）組合及びその構成企業

（４）代表役員及び他の入札参加者の代表役員が、次のいずれかに該当する者

　　　①　配偶者

　　　②　直系血族族（父母・祖父母・子・孫）

　　　③　兄弟姉妹

５　裏面の反社会的勢力の排除に関する事項を誓約いたします。

※山武市入札参加資格者名簿に登載された者であって、代表者から入札に関する一切の権限を委任された受任者が入札参加を申請する場合は、同名簿登載の審査後に山武市から返却された使用印鑑届兼委任状の写しを添付してください。

本申請書記載担当者の氏名及び連絡先

（氏名　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　FAX　　　　　　　　　　）

（入札参加申請書 裏面）

反社会的勢力の排除に関する誓約

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下の１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽若しくはこの誓約に反した場合は、この契約を解除されることに同意するとともに、当該契約の解除に対して一切の異議を申し立てないこと、一切の損害賠償請求を行わないこと及び貴院に対し契約総額の10分の1に相当する額を違約金として支払うことを確約いたします。

また、この誓約に関して実態確認のための調査が実施される場合は、貴院から要請された資料等を直ちに提出するとともに、警察機関に対して当該資料等が提供されることに同意いたします。

１　契約の相手方として不適当な者

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」

という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力

団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行

為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維

持若しくは運営に協力し若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

(4) 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関

与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の

維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務に遂行等において積極的に暴力団を利用

し、暴力団の維持の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

(5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等のおそれがあり、市民生活の

安全に脅威を与える者をいう。）

(6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装して、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴

力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、

構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

ア 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲

げる者を利用したと認められること。

エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係に

あると認めること。

２　自ら若しくは第三者を利用して契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて法人の信用を棄損し、又は法人の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

３　下請負契約等に関する契約解除

(1) 貴院との契約において、下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、すべての下請負人を含

む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。））が解除対象者（上記の１及び２に記載す

る要件に該当する者をいう。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除しま

す。

(2) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又

は正当な理由がないのに当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除する

ための措置を講じないときは、契約を解除されることに同意し、それに対して異議は一切申し立てず、一

切の損害賠償請求を行いません。また、貴院に対し契約総額の10分の1に相当する額を違約金として支払う

ことを確約いたします。